

災害時の医療救護活動についての協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県臨床検査技師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）、神奈川県地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）及び神奈川県災害時保健医療救護計画（以下「保健医療救護計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（適用除外）

第2条 次に掲げる場合については、この協定は適用しない。

- （1） 乙が災害救助法第7条第1項の規定による従事命令に応じて救助に関する業務に従事した場合
- （2） 乙が災害対策基本法第71条第1項の規定により災害救助法第7条第1項の規定の例により発せられる従事命令に応じて救助に関する業務に従事した場合

（臨床検査技師の派遣）

第3条 甲は、災害対策基本法、災害救助法、地域防災計画及び保健医療救護計画に基づく医療救護活動（他の都道府県の区域において行われるものを含む。）を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して医療救護活動に関する協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、甲が指定する場所に臨床検査技師を派遣するものとする。

（業務の内容）

第4条 乙が派遣する臨床検査技師は、甲が指定した場所において、医療救護活動を行うものとする。

2 臨床検査技師の業務は、次に掲げるものとする。

- （1） 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）に規定された業務
- （2） 検査機器、検査試薬等の供給支援
- （3） 県保健医療福祉調整本部等における臨床検査技師の派遣調整に係る業務支援
- （4） その他状況に応じた必要な措置

（医療救護活動の指揮）

第5条 医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する臨床検査技師に対する指揮

は、甲が指定する者（他の都道府県の区域において行われる医療救護活動にあつては、当該都道府県の知事）が行うものとする。

（医療費）

第6条 この協定に基づき実施される医療救護活動における医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第7条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（1） 協力に必要な臨床検査技師の派遣に要する経費

（2） その他直接要する経費（医薬品費等）

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（臨床検査技師の事故に係る補償）

第8条 甲は、乙が派遣する臨床検査技師の活動中における事故に対応するため傷害保険に加入し、加入した傷害保険により補償される額を限度として当該事故に起因する傷害について補償する。

2 前項の規定による補償等の範囲及び額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（紛争の処理）

第9条 乙が派遣する臨床検査技師の活動に関し、第三者との間で紛争が生じた場合は、甲乙協力して処理及び解決に当たるものとする。

（報告）

第10条 乙は、医療救護活動を実施したときは、当該医療救護活動の終了後速やかに、甲が別に定める様式により、医療救護活動に関する業務の実績を甲に報告するものとする。

2 乙は、派遣する臨床検査技師に事故が発生したときは、甲が別に定める様式により、速やかに甲に報告するものとする。

（細目）

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間等)

第 13 条 この協定の有効期間は、令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
ただし、この協定の有効期間の満了する日の 1 か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 8 年 8 月 31 日

甲 横浜市中区日本大通 1

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

乙 横浜市中区山下町 51 番地 1
読売横浜ビル 5 階

一般社団法人神奈川県臨床検査技師会
会長 佐 藤 克 亘